

### 事業概要

民法の成年年齢が令和4年度より18歳に引き下げられることから、18歳までに契約に関する基本的な考え方や責任について理解するとともに、主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育む必要がある。

そのため、日頃からの関係者間の情報共有や、活用できる外部団体との連携など、地域の実情に応じた消費者教育の推進体制を構築する必要があることから、地域における多様な主体の連携・協働により消費者教育推進体制を全国に構築するとともに、実践的な授業のモデルを構築するため、若年者の消費者教育推進のための実証的調査研究を行う。

### 実施内容

教育委員会、消費者行政部局、学校(大学等含む)、公民館、企業、消費者団体、NPO等、地域の関係者により、若年者に対する効果的な消費者教育に取り組むための連携・協働体制の実践モデルを構築する。さらに、その実践モデルにより消費者教育に関する授業・講義等の実施、効果の検証を通して、効果的な消費者教育の授業のモデルを作成する。

### 令和2年度委託先事業計画概要

#### 札幌学院大学

札幌市がフェアトレード(FT)タウン及び本大学がFT大学に認定されていることから、FT大学として、大学・行政・企業が開発したFT商品を本学学生が主体となってPR活動を通じた学生自身の学びやFT大学として先進的な取組を進めている国内外の大学等が参画するWebシンポジウムの開催ことにより、地域における消費者教育を推進するためにFT大学が行う社会貢献の在り方についてモデルを構築する。

#### 弘前大学

本学において消費者問題講義の実践を行い、受講した学生自身が地域における消費者教育の担い手となり、附属学校において消費者教育に関する出前授業を行ったり、地域の消費者教育支援者等を対象としたフォーラムを開催し学習成果を発表するなど、学生の学びの成果を地域に還元し、学生を中心とした地域連携実践モデルを構築する。

#### 筑波大学

昨年度に引き続き、肢体不自由のある中学生・高校生を対象に、18歳成人を踏まえ、自立した消費者を育成するための重点的な指導内容の明確化とその授業モデルの開発を目指す。昨年度の実践により、消費生活について意識を高めることができた一方、自立した消費者としての資質・能力については課題があること等が明らかとなった。これらを踏まえ、指導内容の重点事項の整理と授業モデル開発を行う。

#### 愛媛大学

学校教育を中心とした消費者教育の推進に向けて、消費生活センターや行政と連携し、四国地域(徳島・香川・高知・愛媛)における小学校・中学校及び高等学校の教員研修の実践を行うとともに、遠隔地からの参加やコロナウイルス感染防止の観点からオンライン教材の開発、オンライン勉強会の実践等を行い、教員のスキルアップを図ることで、消費者教育行政との連携による持続可能な教員研修地域モデルを構築する。